

(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号

特開2000-129885

(P2000-129885A)

(43) 公開日 平成12年5月9日(2000.5.9)

(51) Int.Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード* (参考)
E 0 4 F	13/02	E 0 4 F	13/02
			F
			4 D 0 7 5
			K
B 0 5 D	1/02	B 0 5 D	1/02
	1/32		1/32
			Z
			B

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号 特願平10-308851

(22) 出願日 平成10年10月29日(1998.10.29)

(71) 出願人 598149312

株式会社オザサ

大阪府大阪市住吉区菟田 2 丁目15番 5 号

(72) 発明者 小笹 公也

大阪府大阪市住吉区菟田 2 丁目15番 5 号

株式会社オザサ内

(74) 代理人 100086346

弁理士 鮫島 武信

F ターム(参考) 4D075 AA01 AD05 AD11 CB16 CB22

DA06 DC01 DC02

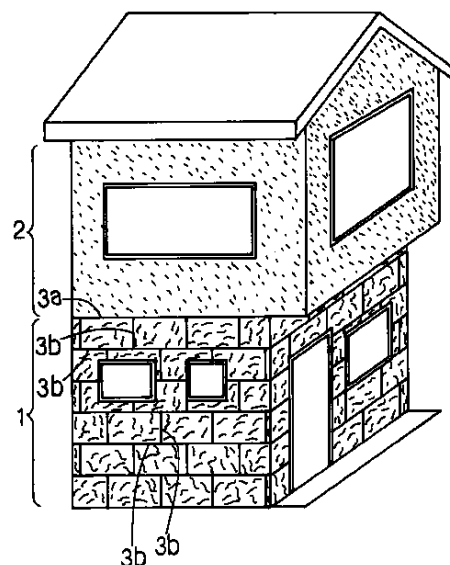
(54) 【発明の名称】 家屋壁面の吹き付け工法

(57) 【要約】

【課題】比較的施工日数と施工費が少なく、しかも、貼り施工と同等若しくはそれ以上の外観を備え、全体を吹き付けの壁面としては従来にない斬新なデザインを実現することのできる家屋壁面の吹き付け工法の提供を図る。

【解決手段】家屋の壁面に対して塗材を吹き付け施工する家屋壁面の吹き付け工法において、第1表面1を家屋の1階の壁面に形成し、第2表面2を2階以上に施工するに際して、第1表面1を、目地3a、3bによって区画された多数の吹き付け表面1aを備えた貼り仕上げ調の形式に仕上げる。第2表面2を、仕上げ形式、色彩、材質の少なくとも1種が第1表面1と異なる表面に仕上げる。

FIG. 1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】 家屋の壁面に対して塗材を吹き付け施工する家屋壁面の吹き付け工法において、

壁面に対して上下少なくとも 2 種の第 1 表面(1) と第 2 表面(2) とを施工するに際して、

第 2 表面(2) の下方に形成される第 1 表面(1) を、目地(3a, 3b) によって区画された多数の吹き付け表面(1a)を備えた貼り仕上げ調の形式に仕上げ、

第 2 表面(2) を、仕上げ形式、色彩、材質の少なくとも 1 種が第 1 表面(1) と異なる表面に仕上げることを特徴とする家屋壁面の吹き付け工法。

【請求項 2】 表面に凹溝(31)を備え、この凹溝(31)内に着脱自在に取り付けられた剥離帯(32)を備えたプラスチック製の目地(3b)を、第 1 表面(1) と第 2 表面(2) との間の壁面に取り付けると共に、目地にて区分された第 1 表面(1) と第 2 表面(2) との何れか一方を先に施工することを特徴とする請求項 1 記載の家屋壁面の吹き付け工法。

【請求項 3】 目地にて区分された第 1 表面(1) と第 2 表面(2) との何れか一方を先に施工した後、第 1 表面(1) と第 2 表面(2) との何れか他方を施工するに際して、先に施工した表面を覆うマスキングシート(5) の端部を剥離帯(32)に取り付け、後に施工する表面の吹き付け後に剥離帯(32)とマスキングシート(5)とを取り外すことを特徴とする請求項 2 記載の家屋壁面の吹き付け工法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本願発明は、家屋壁面の吹き付け工法に関するものである。

【0002】

【従来の技術】従来より、家屋の新築或いはリフォームにおいては、壁面に塗材を吹き付けて施工する方法が知られている。この塗材を利用した表面は、家屋の全壁面が同じ調子で行われているのが一般的である。他方、壁面の一部をタイル貼りにした家屋が最近多く施工されているが、その施工に際しては、1 階の壁面をタイル貼りとし、2 階以上を吹き付け施工するものも存在する。ところが、タイル貼りにした場合には、施工工程と施工日数が多くかかり、施工費も高くなってしまふ。また、貼り付け施工としては、図 5 に示すように、天然石に近い外観を備えたアルミサイディングを貼り付ける施工方法も存在するが、このアルミサイディングでは、所定の大きさのサイディングボード a を、コーナー部分や玄関や窓のある様々な形状及び大きさの壁面に合わせて貼り付けるため、寸法取りの継ぎ目の部分で天然石にはない不自然な線 b が出てしまふ。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】しかして、本願発明は、比較的施工日数と施工費が少なく、しかも、貼り施

工と同等若しくはそれ以上の外観を備え、全体吹き付けの壁面としては従来にない斬新なデザインを実現することのできる家屋壁面の吹き付け工法を提供せんとするものである。

【0004】

【課題を解決するための手段】そこで本願の第 1 の発明は、家屋の壁面に対して塗材を吹き付け施工する家屋壁面の吹き付け工法において、壁面に対して上下少なくとも 2 種の第 1 表面 1 と第 2 表面 2 とを施工するに際して、第 2 表面 2 の下方に形成される第 1 表面 1 を、目地 3 a、3 b によって区画された多数の吹き付け表面 1 a を備えた貼り仕上げ調の形式に仕上げ、第 2 表面 2 を、仕上げ形式、色彩、材質の少なくとも 1 種が第 1 表面 1 と異なる表面に仕上げることを特徴とする家屋壁面の吹き付け工法提供することにより、上記の課題を解決する。本願発明にあっては、全体を吹き付け施工するものでありながら、少なくとも第 1 表面 1 については、目地 3 a、3 b によって区画された多数の吹き付け表面 1 a を備えた貼り仕上げ調の形式であるため、自然石やタイル貼りの施工方法を用いた壁面の如き外観を示すものであり、目地 3 a、3 b は自由な長さに配設できるため、寸法取りが容易であり、アルミサイディングのような不自然な線が出ることもない。しかも、全体を吹き付け施工するものであるため、短い期間と安価な料金で施工が完了するものである。

【0005】尚、実施に際しては、第 1 表面 1 を家屋の 1 階の壁面に形成すると共に、第 2 表面 2 を家屋の 2 階以上の壁面に形成することが適している。これにより、1 階の壁面を自然石やタイル貼りとし、2 階以上を吹き付け施工とした工法と遜色のない壁面施工を実現することができる。また、第 1 の発明の実施に際しては、上記の目地 3 a、3 b が、表面に凹溝 3 1 を備え、この凹溝 3 1 内に着脱自在に取り付けられた剥離帯 3 2 を備えたプラスチック製の目地であり、この目地 3 a、3 b の裏面を壁面に取り付け、目地 3 a、3 b にて区画された壁面に塗材を吹き付けた後、上記の剥離帯 3 2 を凹溝 3 1 から外すことにより、塗材間に設けられた目地 3 a、3 b によって区画された多数の吹き付け表面 1 a を形成することが適している。このようなプラスチック製の目地 3 a、3 b を用いることにより、吹き付け施工でありながら、綺麗な目地を能率的に施工することができるものである。

【0006】本願の第 2 の発明は、上記の第 1 の発明に係る家屋壁面の吹き付け工法において、表面に凹溝 3 1 を備え、この凹溝 3 1 内に着脱自在に取り付けられた剥離帯 3 2 を備えたプラスチック製の目地 3 a、3 b を、第 1 表面 1 と第 2 表面 2 との間の壁面に取り付けると共に、目地にて区分された第 1 表面 1 と第 2 表面 2 との何れか一方を先に施工することを特徴とする工法を提供するものである。これにより、第 1 表面 1 と第 2 表面 2 と

の境界を綺麗に且つ能率的に仕上げることができるものである。

【0007】本願の第3の発明は、上記の第2の発明に係る家屋壁面の吹き付け工法において、先に施工した表面を覆うマスキングシート5の端部を剥離帯32に取り付け、後に施工する表面の吹き付け後に剥離帯32とマスキングシート5とを取り外すことを特徴とする施工方法を提供する。この第3の発明にあっては、第1表面1と第2表面2との境界を綺麗に仕上げることができることは勿論、マスキングシート5の取り付けと取り外し

【0008】

【発明の実施の形態】以下、図面に基づき本願発明の実施の形態を説明する。図1は本願発明の実施の形態に係る壁面を備えた家屋の斜視図であり、図2は同要部拡大図であり、図3は同要部断面図である。

【0009】この家屋の壁面は、図1に示すように、家屋の1階の壁表面を構成する第1表面1と、2階の壁表面を構成する第2表面2とを備えるものである。

【0010】第1と第2の表面1、2は、共に吹き付け施工によって表面が形成されたものであるが、第1表面1は貼り仕上げ調の形式による仕上げとされ、第2表面2は通常の吹き付け仕上げとされている。両者は同一の色彩としてもよいが、第1表面1は暗色とし、第2表面2は明色とする等、異なる色彩のものとしてもよい。また、第1表面1は骨材に有色の陶器質骨材を用いて石に近い外観を備えたものとし、第2表面2は骨材を用いずに顔料のみとする等、材質の異なるものとして実施して

【0011】この壁面の吹き付け工法を説明すると、第1表面1と第2表面2との境界部分に、プラスチック目地3aを配位して、両者1、2を区分する境目を形成する。尚、リフォームの場合には、吹き付け施工を行う前に、水洗や必要に応じてひび割れの補修等を行っておく。新築の場合には、下地壁面の施工が完了した後に、この施工を行う。尚、以下の説明では、リフォーム、新築を問わずに、本願発明の施工を行う壁面を下地壁面と呼ぶ。

【0012】プラスチック目地3aは、表面に凹溝31を備え、この凹溝内に着脱自在に取り付けられた剥離帯32を備えた長尺状のものであり、その裏面33を下地壁面4に取りつける。取付の方法は、接着、粘着、ねじやくぎ等金具を利用する等、自由であるが、裏面33に粘着剤を予め塗布したものを用いると、単に、壁面に圧着するだけで固定が完了する点で有利である。

【0013】施工は、第1表面1と第2表面2との何れを先に行ってもよいが、上方の第2表面2から行う方が、養生の点で有利であり、この方法に従って説明する。まず、第2表面2は、目地を用いない全面の吹き付

けであり、通常の吹き付け工法によって行えばよい。即ち、シミ止めシーラー層21、下塗り層22、中塗り層23、上塗り層24及びクリヤー層25を、順番に吹き付ける。シミ止めシーラー層21は、白色又は透明のシーラーを塗装するもので、下塗り層22は、シミ止めシーラー層21の色を表面に出さないために行うもので、中塗り層23や上塗り層24と同じ色の塗装を行う。中塗り層23と上塗り層24は、顔料や骨材と主剤の樹脂と硬化剤の樹脂とを配合した塗材を吹き付けた層であり、クリヤー層25は、透明の保護層を表面を形成するものである。

【0014】次に、第1表面1の施工を行うが、第1表面1の塗材が、施工の完了した第2表面2に飛散することのないよう、第2表面2をマスクする。このマスクは、図3に示すように、合成樹脂製のマスキングシート5の端部を、境界部分のプラスチック目地3aの剥離帯32を粘着テープ6等の適宜の固定手段で取り付けることによって行う。尚、マスキングシート5の他端部は、第2表面2の上方まで延ばして、屋根等の適宜箇所に固定する。

【0015】第1表面1は、塗材間に設けられた目地3bによって区画された多数の吹き付け表面1aを形成するため、吹き付けの前に、プラスチック目地3bを縦横に配位する。これによって、自然石やタイル等の貼り付け施工の目地と同じような外観を表現するものである。このプラスチック目地3bも境界部分のプラスチック目地3aと同じものを用いることができ、その取付方法も同様である。このプラスチック目地3bは、自由な長さに切断でき寸法取りも自由であるため、従来の図5に示したように、不自然な線bができることもない。尚、この第1表面1のプラスチック目地3bの配設は、境界部分のプラスチック目地3bの配設と同時にやってしまってもよい。

【0016】吹き付け自体は、第2表面2と同じであり、シミ止めシーラー層11、下塗り層12、中塗り層13、上塗り層14及びクリヤー層15を、順番に吹き付ける。塗材自体も第2表面2と同じで良いが、自然石の外観を表現するためには、中塗り層13や上塗り層14に、有色のセラミック骨材を配合する。また、塗装装置に2頭ガンを用いて、複数色を同時に吹き付けることによって、複数色の色合いを表現でき、より自然石に近い外観をもたらすことができる。

【0017】吹き付け完了後に、境界部分のプラスチック目地3aと、第2表面2のプラスチック目地3bの各々に取り付けられていた剥離帯32を取り外す。これにより、プラスチック目地の凹溝31が外に現れるものであり、自然石を貼り付けた際にできる目地と同様の外観を備えた目地を表現し得る。従って、このプラスチック目地3a、3bの色は、灰色等が適しているが、好みによって他の色としてもよい。境界部分のプラスチック目

地3 aから剥離帯3 2を外す時には、剥離帯3 2と共にマスキングシート5も外れるため、マスキングシート5の後片付けが容易に行うことができるが、先にマスキングシート5をプラスチック目地3 aの剥離帯3 2から外してしまってもよい。

【0018】以上の工程により、家屋の1階部分の壁面を構成する第1表面1は、塗材間に設けられた目地3 bによって区画された多数の吹き付け表面1 aを備えた貼り仕上げ調の形式に仕上げられるものである。そして、家屋の2階部分の壁面を構成する第2表面2は、全面吹き付けの仕上げ形式となっており、1階と2階の全体が、吹き付け工法によるものでありながら、タイルや自然石の貼り仕上げ工法と吹き付け工法との2つの工法を用いたように見えるものである。しかも、両表面1, 2は、共に吹き付けであるため、施工時間も短く、安価な費用で、全体を吹き付け施工した壁面としては従来にな

い斬新なデザインを実現することができたものである。【0019】尚、本願発明は種々変更して実施し得るものであり、例えば、第1表面1と、第2表面2とを、共に、貼り仕上げ調の形式に仕上げることができ、この場合には、両表面1, 2で、色や材質を変えて実施する。また、目地については、プラスチック目地に代えて、ウレタンフォーム製の全体を剥離する剥離用目地3 cを用いる。この目地は、図4に示すように、下地壁面4に、目地用の下地7を先に塗った後、その表面に剥離用目地3 cを粘着剤等に着脱可能に取り付け、前述と同様の各層の塗材1 1, 2 1, 1 2, 2 2, 1 3, 2 3, 1 4, 2 4, 1 5, 2 5を、順番に吹き付けた後、剥離用目地3 c全体を剥がすものであるが、下地7を先に塗る必要がある点、下地7に凹凸があると、剥離用目地3 cとの隙間から塗材が入りことで仕上げが綺麗に

いかない場合がある点で、プラスチック目地を用いる方が

有利である。塗材の吹き付けについては、実施例に示した層構造の他、時間と費用に応じて適宜数の層構造を選択して実施し得る。また、第3表面を形成して、3種類以上の表面を持つものとして実施することも可能である。

【0020】

【発明の効果】本願の第1の発明は、比較的施工日数と施工費が短く、しかも、貼り施工と同等若しくはそれ以上の外観を備え、全体を吹き付け施工した壁面としては従来にな

い斬新なデザインを実現することができたものである。本願の第2の発明は、第1表面と第2表面との境界を綺麗に仕上げることができ、さらに第3の発明は、マスキングシートの取り付けと取り外しを、プラスチック製の目地の剥離帯を用いて能率的に行うことができる工法を提供することができたものである。

【図面の簡単な説明】

【図1】本願発明の実施の形態に係る壁面を備えた家屋の斜視図である。

【図2】同要部拡大図である。

【図3】同壁面の施工工程中の要部断面図である。

【図4】本願発明の他の実施の形態に係る壁面を備えた家屋の要部断面図である。

【図5】従来の家屋の斜視図である。

【符号の説明】

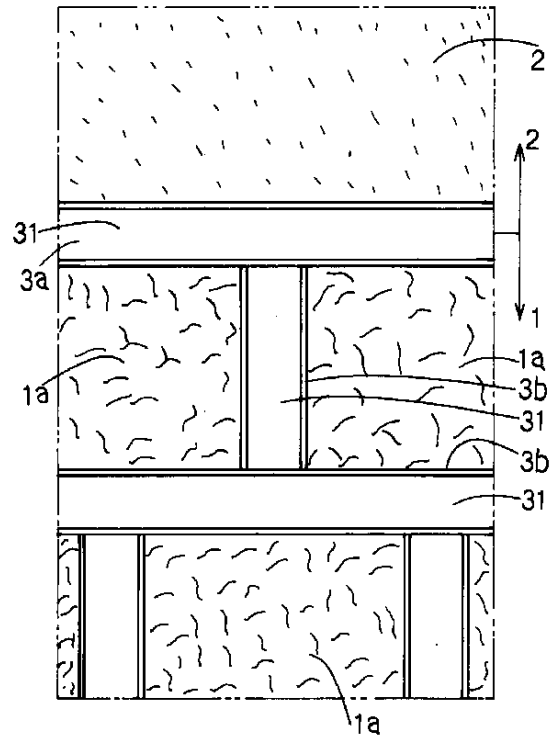
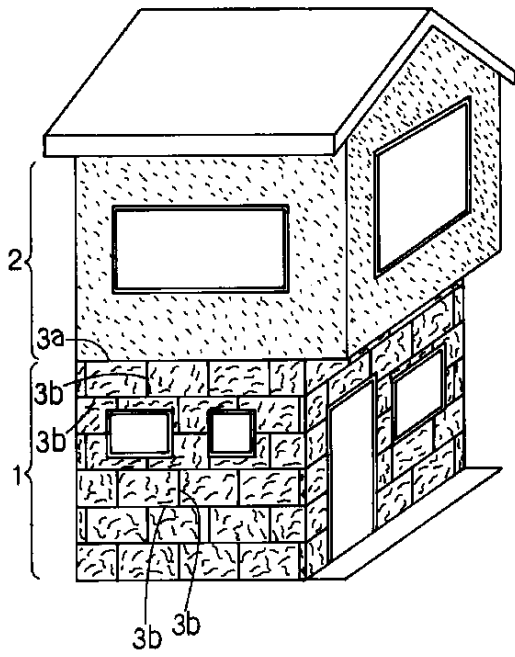
1	第1表面
2	第2表面
3 a	目地
3 b	目地
3 1	凹溝
3 2	剥離帯
5	マスキングシート

【図1】

【図2】

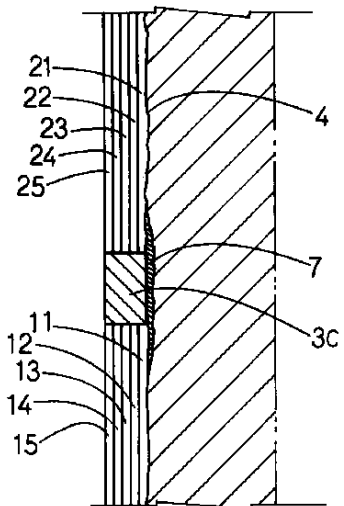
FIG.1

FIG.2



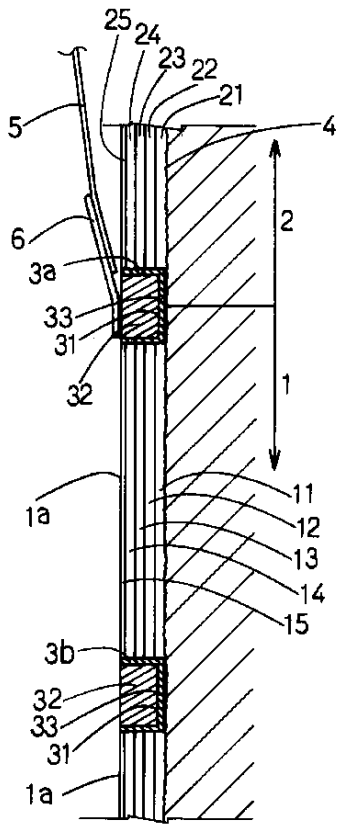
【図4】

FIG.4



【図3】

FIG.3



【図5】

FIG.5

